

# 意見書

平成22年11月25日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく2ちょうめ3ばん2ごう 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう おの で ら ただし  
代表取締役社長 小野寺 正



情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分		意見
はじめに		<p>「光の道」の実現によって、ブロードバンドが将来的にすべての世帯で利用され、いずれ広く国民に不可欠なサービスとなることが期待されていますが、それまでの移行期において、「光の道」の実現へのインセンティブが損なわれないことが重要と考えます。</p> <p>さらに、国民的資産を継承し、国民の負担によって電話ネットワークを維持してきたNTT東・西が、「光の道」実現に向け、メタルから光へのマイグレーションを進めていく過程の中で、メタル／光の二重投資の回避やメタル撤去、光化やIP化等によってコストを削減し、国民負担を最小化できることが今回の見直しの大前提であると考えます。</p> <p>しかしながら、メタル回線を保有するNTT東・西は、議論の前提となるIP網への移行計画を公表したものの、コアネットワークである交換機からIP網へのマイグレーション時期を示したのみであり、アクセス回線であるメタルから光へのマイグレーション時期については、具体性に欠けていると言わざるを得ません。そのため、メタル回線の扱いや移行に伴う課題も含め、具体的に明らかにし、国民による議論の結果を踏まえた計画を策定し、その中で、例えばアフオーダブルな光IP電話単独メニューの導入やメタル回線の撤去をいつまでにどのように進めるのか等を国民に対して提示し確実に実行すべきと考えます。</p>
第1章 ユニバーサルサービス制度の見直しの背景	第2節 検討の方向性	<p>ア 移行期についての考え方</p> <p>(ア) 電話からブロードバンドへの移行</p> <p>「光の道」構想が実現するまでの移行期において、ユニバーサルサービスとして確保されるべきサービスは引き続き「音声通話」(＝「電話」)であると考えます。このため、今回の見直しに際しても、基本的には電話時代のユニバーサルサービス制度の枠組みを継続すべきであり、この観点から、答申(案)における検討の方向性は妥当であると考えます。</p> <p>(イ)メタルから光への移行</p> <p>「光の道」推進にあたっては、光ファイバが主要な手段であるものの、CATVや無線など様々な手段によって現状の加入電話とほぼ同等の「音声通話」の実現が可能となっていることを踏まえて検討すべきと考えます。</p>

<p>第2章 ユニバーサルサービスの対象となる光IP電話の範囲</p>	<p>第3節 誰もが利用可能な料金 (affordability)</p>	<p>イ 対象となる範囲</p> <p>対象となる範囲については、サービスごとの提供実態を踏まえて慎重に検討すべきと考えます。今回の見直しにおいては、「ブロードバンドサービスと一体では提供されていない光IP電話を対象として検討することが適当」とされていますが、適格電気通信事業者以外の光IP電話を前提にした場合、最終手段の確保という点を考慮すれば、メタル撤去は現時点では直ちに実現できるものではありません。したがって、「光の道」実現に向けては、メタル回線が撤去できるような環境を早期に整えるため、適格電気通信事業者によってアフォーダブルな光IP電話単独メニューが全国的に提供されることが望ましいと考えます。</p> <p>2010年6月末時点で、FTTHの契約数が1,856万契約であるのに対し、0ABJ-IP電話の契約数は約1,538万契約であり、IRU地域においては光IP電話単独利用が比較的多いことを勘案しても、ほとんどのユーザーがブロードバンドサービスと一体で提供されている光IP電話を利用していると推測されます。近年、FTTHによるブロードバンドサービスの増加率は鈍化傾向にあることから、敷設済みの光ファイバの利用率を高めるとともに一層の光ファイバ整備を促進するためには、前述のとおり、アフォーダブルな光IP電話単独メニューの導入が必要と考えます。ただし、その際には、従来メタル回線上で実現していた競争環境を引き続き確保できるよう、公正な接続条件の担保が必須であると考えます。</p>
<p>3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方</p>	<p>第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲</p>	<p>ウ 考えられる選択肢についての検討</p> <p>(ウ)③についての検討</p> <p>答申(案)中の③の案のように「加入電話を提供している事業者の光IP電話をユニバーサルサービスの対象」とした場合に、上記のとおり適格電気通信事業者以外の光IP電話については、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去、メタルと光の二重投資の回避の実効性を現時点では確保できないため、適格電気通信事業者以外の光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることは必ずしも妥当ではないと考えます。</p> <p>したがって、今回の見直しにおける約款等の規制については、加入電話を提供しているか否かではなく適格電気通信事業者であるか否かを前提に考慮することがより適切です。仮に、答申(案)のとおり、「加入電話を提供している事業者の光IP電話」をユニバーサルサービスの対象とした場合、同じ品質水準、同程度の料金水準の光IP電話を提供する事業者であっても、加入電話の提供有無だけで適用される規制が異なることになり、機動的な料金設定ができない等、公平な競争状態ではなくなることが懸念されます。</p> <p>以上より、適格電気通信事業者以外の光IP電話はメタルの撤去に直ちには結びつかないことから、基礎的電気通信役務に課される各種規制については対象外とするか、より軽易な最小限の規制とし、過度の規制強化は回避すべきと考えます。</p>

		<p>さらに、加入電話と光IP電話のどちらかを提供するかを「NTT東・西の判断」に委ねると、結果的に光IP電話の提供が遅れ、メタル撤去、メタルと光の二重投資の回避が達成されず「光の道」が促進されない懸念もあるため、適格電気通信事業者が光IP電話を提供したエリアについては、ユーザーのコンセンサスを得ることを前提にメタル撤去を義務付けるべきと考えます。</p> <p>なお、アフォーダビリティの要件を充たさない光IP電話については、個人向け法人向けかに拘わらず、ユニバーサルサービスの対象外であると理解しています。</p>
第4章 補てんの 在り方	第1節 補てんの要否	<p>光IP電話は、現時点では、不採算地域を含めて全国あまねく展開する義務が課されているわけではなく、各社の経営判断に基づいて展開されていることから、現行制度の下では補てんする必要はないと考えます。</p> <p>とりわけ、適格電気通信事業者による光IP電話単独メニューの提供は、当面、自治体IRU地域に限られており、自治体によって構築された設備を低コストで調達した上で、サービス提供が行われていることから、答申(案)のとおり、補てんは不要と考えます。</p> <p>ただし、将来的に光IP電話が構造的に著しい赤字に陥ることになった場合には、別途その維持について新たな枠組みを検討することが考えられます。</p>
	第2節 光IP補正の要否	<p>加入電話から光IP電話への移行は、NTT東・西が経営判断によって行っているものであり、「光の道」の推進や国民負担の最小化に向けて、今回の見直しの趣旨であるメタル撤去を前提とすべきであることを踏まえると、未使用メタルのコストは自ずと削減されることから光IP補正は不要と考えます。</p>
第5章 今後の移 行の進展 等に伴い さらに検 討すべき 課題	第2節 NTT東・西が検討中のメタルアクセスのままIP網に収容される電話の扱い	<p>「加入電話と同程度の料金水準のメタルIP電話」について、ユニバーサルサービスの対象とするか否かにかかわらず、NTT東・西のメタルアクセスのNGN収容を認めるのであれば、技術的にどのような仕組みで提供されるのか等を見極めた上で、これまでの競争の成果を損なわないよう、NGNについて、公正な接続条件を担保するうえで必要となる機能を開放すべきと考えます。</p>

<p>第6章 「光の道」 構想の実 現後を見 据えたそ 他の課 題</p>		<p>将来の「光の道」実現に向けた高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持については、NTT東・西に限らず民間の活力を生かして進めていくべきであり、CATVや無線等の多様な技術で様々な事業者がユニバーサルサービスを支えていくことが考えられます。</p> <p>上述の観点から、移行期において、これらの多様な技術によって「光の道」を推進していくためには、現行のユニバーサルサービス制度とは別の、超高速ブロードバンドサービスの整備・維持するための新たな枠組みに関する検討を速やかに開始することが必要と考えます。</p>
---	--	--